

令和2年 第8回

甲斐市農業委員会議事録

令和2年8月25日

- 1 日 時 令和2年8月25日(火) 午後3時～
- 2 場 所 甲斐市役所本館3階 大会議室
- 3 日 程
日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告第17号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件
議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請の件
議案第33号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件
議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件
- 4 欠席委員 2番 祢津 豊 委員、4番 大木 久士 委員
- 5 議事録署名委員 12番 内藤 雅英 委員、13番 小林 一彦 委員
- 6 職務のために会議に出席した者の職氏名
農業委員会事務局長 箭本 太
農業委員会事務局庶務係 高須 秀樹
農業委員会事務局庶務係 赤澤 政文
農業委員会事務局庶務係 藤井 想
- 7 閉 会： 午後3時36分

【事務局長】

只今より令和2年第8回の総会を始めさせていただきます。
始めにあいさつを交わしたいと思います。その場でご起立をお願いします。

相互に礼。

ご着席ください。

はじめに内藤副会長より開会のことばをお願い致します。

【内藤副会長】

(あいさつ)

令和2年第8回の農業委員会総会を始めます。よろしくご審議の程お願い致します。

【事務局長】

ありがとうございました。
続きまして、今村会長よりご挨拶をいただきます。会長よろしくお願い致します。

【議長（会長）】

(あいさつ)

それではよろしくお願い致します。
本日の出席委員は17人です。定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

(日程第1
議事録署名委員の
指名)

【議長】

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員につきましては、12番内藤委員と13番小林委員を指名致します。

(日程第2
会期の決定)

【議長】

日程第2、会期の決定を致します。
本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がありませんので、本日1日と決定致します。

(日程第3議事)

(報告第17号)

【議長】

次の議事に移ります。報告第17号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件を上程致します。

事務局に番号29番、32番及び35番～38番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料1ページをお願いします。農地法施行令第10条第1項の規定により農地転用届出がありました。甲斐市農業委員会事務専決規定第3条により専決処分をしましたので報告をさせていただきます。

はじめに番号29番、地図は1ページをお願いします。

●●番地、地目田、面積400㎡他8筆、合計2,973㎡を、●●番地、●●さん他5名が、●●番地、●●さんに所有権移転により、宅地分譲12区画にするための届出が出ています。

次のページ、2ページをお願いします。

番号32番、地図は2ページになります。

●●番地、地目田、面積901㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、宅地分譲3区画にするための届出が出ています。

続きまして、番号35番、地図は3ページをお願いします。

●●番地、地目畑、面積542㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、宅地分譲2区画にするための届出が出ています。

続きまして、番号36番、地図は4ページをお願いします。

●●番地、地目田、365㎡他1筆合計762㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、宅地分譲3区画にするための届出が出ています。

続きまして、番号 37 番、地図は 5 ページになります。

●●番地、地目田、面積 2.16 m²他 4 筆合計 469.16 m²を、●●番地、●●さんが、次のページへ行きまして、中程になります。合計で 10 筆、面積が 2254.74 m²を、●●番地、●●さんに所有権移転により、宅地分譲 6 区画にするための届出が出ています。

続きまして、番号 38 番、地図は 6 ページをお願いします。

●●番地、地目田、面積 151 m²他 2 筆合計 297 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、自己用住宅するための届出が出ています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

ないようですので、本件の報告を終了致します。

(議案第 32 号)

【議長】

次の議案に移ります。議案第 32 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の件を上程致します。事務局に番号 18 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料 4 ページをお願いします。番号 18 番、こちらは地上権設定のための許可申請が出ています。

営農型太陽光発電施設の設置者が農地の空中に地上権を設定するための許可申請です。後ほど上程される議案第 34 号、番号 39 番の農地法第 5 条の一時転用と関連がありますので、同時の審議をお願いします。

以上です。

【議長】

それでは議案第 34 号と一括して審議することに致します。

続いて事務局に番号 19 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

番号 19 番、地図は 9 ページをお願いします。

●●番地、地目畑、面積 227 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が出ています。

●●さんの経営面積は●●市において 2,790 m²、今回の取得と併せて 3 反要件を満たすこととなります。申請地は自宅のすぐ近くで、ブルーベリーの作付けを予定しています。

写真は北側から撮影したものです。

説明は以上です

【議長】

この案件の現地調査につきましては、大木委員にお願いするところですが、本日欠席をしておりますので、私の方から報告をさせていただきます。

写真でお分かりのように、ここにブルーベリーを植えたいと現地で聞きました。赤土ということで、その辺が少し苦勞されるのかなということですが、その他については特に問題はないと考えておりますので、審議をよろしくお願いします。

次に石川推進委員に意見を求めます。

【石川推進委員】

推進委員の石川でございます。

今村会長の報告のとおり何ら問題はないと考えておりますが、ご審議の程よろしくお願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、番号 19 番を許可とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

続いて事務局に番号 20 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

番号 20 番をお願いします。地図は 10 ページです。

●●番地、地目畑、面積 447 m²を、裁判により、●●番地、●●さんに有償移転による許可申請が出ています。

元の所有者は●●さん、現在は相続人が 5 名おられますが、平成 9 年に●●さんによる仮登記がされていましたが、そのままとなり、双方で話がまとまらなかったために、裁判による判決の結果、●●さんの 3 条所有権移転が認められたため、今回の申請となりました。

●●さんの経営面積は 3,188 m²、3 反要件を満たしております。申請地で野菜の作付けを予定しています。

写真は北側から撮影したものです。

説明は以上です

【議長】

この案件につきましても現地調査につきまして、大木委員にお願いするところですが、私の方から報告をさせていただきます。

写真のようにかなり荒れたようになっていますが、仮登記がされ、裁判ということでやむを得ないのかなと思っておりませんが、いずれにしましてもここが農地として作付けされるということでございますので、解消されるのではないかと思います。審議をお願いしたいと思います。

次に石川推進委委員に意見を求めます。

【石川推進委員】

推進委員の石川でございます。

今村会長の報告とおり、何ら問題はないと考えております。この案件は裁判沙汰になって、土地の所有が譲られれば、この林みたいなものが取り除かれるのではないかと考えております。皆様のご審議の程よろしくをお願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、番号 20 番を許可とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

続きまして番号 21 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

資料の 5 ページをお願いします。番号 21 番、地図は 11 ページ～14 ページで、筆が多くなっています。

地図は上から●●番地と●●番地が 11 ページです。●●番地が 12 ページ、その他 12 ページが●●番地、●●番地、●●番地。13 ページが●●、●●、●●番地、●●番地、●●、●●、●●、●●番地。14 ページが●●番地と●●番地になります。

●●番地、地目畑、全体で 16 筆 9,796 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が出ています。

譲請人は昨年利用権の設定をしていましたが、今回有償移転の申請となりました。利用権設定の時からブドウの作付けを行っております。

写真は●●番地は東側から、●●番地が南西側から、●●番地が北側から、●●番地が西側から、●●・●●番地が西側から、●●～●●番地が北側から、●●番地が北側から、●●番地が南側から、●●番地が東側から、●●・●●番地が東側から、●●・●●番地が北側から撮影をしております。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告につきまして 16 番小宮山委員にお願い致します。

【小宮山委員】 16 番小宮山でございます。

去る 18 日に会長、推進委員さん、事務局共々現地調査を行いました。詳細につきましては事務局の説明のとおりでございます。今回の譲受人につきましては、非常に歳も若くて精力的に果樹、ブドウの栽培に取り組んでおられています。従いまして今回の件につきましては、何ら問題は無いと考えております。ご審議の程をよろしく申し上げます。

【議長】 次に雨宮推進委員に意見を求めます。

- 【雨宮推進委員】 はい、雨宮です。
小宮山委員の言うとおりに、良く手が入っているようです。今後も期待されるかと思えます。ご審議をよろしくお願ひします。
- 【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。
- (なしの声)
- 【議長】 質問がないようです。番号 21 番を許可とすることに異議ございませんか。
- (異議なしの声)
- 【議長】 異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

(議案第 33 号)

- 【議長】 次の議案に移ります。議案第 33 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件を上程致します。
事務局に番号 7 番の説明を求めます。
- 【事務局】 はい、議長。
資料の 6 ページをお願いします。番号 7 番、地図は 15 ページをお願いします。
●●番地、地目畑、面積 2.83 m²他 3 筆合計 582.83 m²を、●●番地、●●さんが資材置場にするための許可申請が出ています。
集落接続があり、住宅等が連たんする区域で、第 3 種農地と判断することができます。建設機械整備事業を営む申請人が大型重機・碎石・駐車スペース等のための申請です。平成 28 年 10 月頃から雑種地として使用していたが、是正指導の結果、今回の申請に至りました。隣接同意書、経過理由書等の添付があります。
写真は北側から撮影をしたものです。
説明は以上です。
- 【議長】 本案件につきましては、私の担当地区になりますので報告をさせていただきます。

地図の 15 ページで中央道に橋がありまして学校橋ですが、常に通っておりまして、資材置き場に使われているなど認識をしておりましたが、是正措置ということで今回申請されたということでございますので、特に問題はないと考えております。

次に石川征江推進委員に意見を求めます。

【石川推進委員】

推進委員の石川でございます。

今村会長の報告のとおり問題はないと考えております。よろしく願います。

【議長】

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、番号 7 番を許可相当とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

(議案第 34 号)

【議長】

それでは次の議案に移ります。議案第 34 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件を上程致します。

番号 39 番は先程の議案 32 号、農地法第 3 条の許可申請、番号 18 番に関係する案件となりますので併せて審議を致します。事務局の説明をお願い致します。

【事務局】

はい、議長。

資料の 7 ページをお願いします。番号 39 番、先程の 3 条の案件と一緒に審議をお願いします。地図は戻りまして 7 ページと 8 ページになります。

●●番地、地目田、面積が 387 m²、合計 3 筆 1,834 m²の内 0.59 m²を、●●番地、●●さんが、同じく●●番地、●●さんに賃貸借による一時転用で、営農型太陽光発電事業をするための許可申請が出ています。

先程の3条で地上権設定の許可申請が出ている案件と関連するものです。申請地は農振区域内の農用地で、一般基準については申請書に添付された、事業計画書、設備認定書、資金証明書、隣接耕作者の同意書などから問題はないと考えられます。

補足説明です。農地所有適格法人の農地に太陽光発電事業者が地上権を設定し、発電事業を行うものです。パネルは字●●が320枚、支柱69本、パネル面積が415㎡、下の(字)●●が360枚、支柱53本、パネル面積が448㎡です。合計でパネルが680枚、パネル面積863㎡、高さ2.5m～3mの支柱を設置予定です。パネルの下で柿の栽培を予定しています。発電量は1時間当たり最大で49.5kwです。写真は●●が北側、●●が西側から撮影したものです。

説明以上です。

【議長】

案件の中で●●の分が柵津委員の担当エリアになっておりまして、●●が雨宮委員の担当地域になっております。

柵津委員の分につきましては、(欠席の)柵津委員から特に問題はないという報告をしてほしいということでございまして、太陽光発電の●●の関係で色々と議論があったところですが、法律的には問題はありませんので、現時点では問題は無しという報告をさせていただきます。

続いて●●の部分につきまして、雨宮委員に報告をお願い致します。

【雨宮委員】

はい、8番雨宮です。

18日に事務局、会長と現地調査を致しました。この件につきましては6月の農業委員会で私の方からお話をさせていただきましたが、●●が農地を取得して、この上に●●が太陽光の施設を設置するという一方で、逆に言えば太陽光発電事業をするために●●を設立して太陽光の事業をするということですが、合法的であるので問題はないのですが、ちょっと疑義があるような気もしないでもない。

あと一つが6月の農業委員会の総会で、小さな土地を取得していますよね。51㎡とか、それらについても●●が取得しているので、必ず今後荒れないように保全管理を確実にさせていただきたいと考えておるので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

【議長】

それでは高橋推進委員に意見を求めます。

【高橋推進委員】

推進委員の高橋です。

何ら問題はないと思います。審議の程よろしく申し上げます。

【議長】 次に荒川推進委員に意見を求めます。

【荒川推進委員】 推進委員の荒川です。

18日にはちょっと見に行けなかったのですが、20日に見させていただいて、何ら問題はないと考えておりますので、よろしく申し上げます。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようです。議案第32号、農地法第3条許可申請の18番を条件付きで許可、議案第34号、農地法第5条第1項の許可申請の39番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を条件付きの許可及び許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号40番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

番号40番をお願いします。地図は16ページになります。

●●番地、地目畑、面積0.65㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により敷地拡張のための許可申請が出ています。

用途区域内で第3種農地と判断することができます。昭和55年10月頃から宅地の一部として使用していましたが、隣接地の開発のため、境界を測量したところ、農地であると判明したために、今回の申請となりました。

写真は東側から撮影をしたものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明が終わりました。この案件につきましても大木委員の担当ですが、私も現地調査を致しまして、再測量による誤差ということな

ので、申請されたということでございますので、特に問題はないと考えております。

次に石川推進委員に意見を求めます。

【石川推進委員】

推進委員の石川です。

先程の事務局の説明にありましたように、今村会長の報告のとおり何ら問題はないと考えております。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

【議長】

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、番号 40 番を許可相当とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号 41 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

番号 41 番をお願いします。地図は 17 ページになります。

●●番地、地目畑、面積 128 m²他 4 筆 1,808 m²を、●●番地、●●さんが、次のページに行きまして、一番下になります。合計 12 筆、所有者は他 3 人、3,564 m²を、●●番地、●●さんに所有権移転により、建売分譲にするための許可申請が出ています。

10ha 未満の集団農地で集落接続があり、第 2 種農地と判断することができます。一般基準については、申請書に添付された事業計画書、開発許可申請書の写し、隣接耕作者の同意書、土地改良区の同意書などから問題はないと考えられます。

建売分譲 13 区画の計画で、1 区画あたり 54 m²~99 m²、公園と 6m 道路を整備、給水は南側の上水道本管から、排水は合併浄化槽を經由して隣接水路へ排水の予定です。

写真は南側から撮影をしたものです。
説明は以上です。

【議長】 この案件につきましても、私の担当地区になりますので報告をさせていただきます。

写真は●●、対面の山が茅ヶ岳になります。17ページの地図を見ていただくと、「5条許可41」とある上のところに道路が入っているのですが、ここの田圃（申請地）につきましても、●●の溜池から出た用水をここで取り入れておきまして、いつもここが下流域とのトラブル地点になっておきまして、また朝作業しますと団地の方からクレームがついて農作業がやりにくいという環境がありまして、今回このような申請になったのかもしれないのかなと考えております。条件等については問題はなく処理されているということでございますので、ご審議をお願いしたいと思います。

次に石川推進委員に意見を求めます。

【石川推進委員】 石川でございます。
今村会長の報告のとおり何ら問題はないと考えております。右側の林みみたいなものは地区の●●で西隣です。ご審議の程よろしくお願い致します。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

【雨宮委員】 ひとついいですか。
地図と写真の形が何となく違うような気がするのですが。

【事務局】 はい。
遠近法の関係になっておきまして、手前は狭い田圃でございます。奥はかなり広いのですが、写真の写し方が悪かったのかもしれませんが。

【雨宮委員】 いいよ、いいよ。わかりました。

【議長】 その他質問等はございますか。

質問がないようですので、番号41番を許可相当とすることに異議ご

ございませんか。

【議長】

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

以上で本日の審議はすべて終了致しました。

小宮山副会長より閉会のことばをお願い致します。

【小宮山副会長】

(あいさつ)

以上をもちまして第8回の総会を終了致します。

ご苦労様でした。

午後3時36分 閉会

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和2年9月11日

議事録署名委員 12番

議事録署名委員 13番

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

甲斐市農業委員会事務局庶務係 高須 秀樹